

平成26年度
全九州学生ジムカーナ大会
特別規則書

主催

全日本学生自動車連盟九州支部

本競技会は交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、遵法精神および交通徳の育成、安全運転の習得、そして加盟校相互の親睦を目的として開催されるもので、事故はもちろんいかなる規則違反も絶対に許されない。

なお、本競技会は社団法人日本自動車連盟（JAF）の承認のもとに、FIAの国際スポーツ法典ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技則、および本競技特別規則書により、クローズド競技として開催される。

第1条：競技会の名称

平成26年度 全九州学生ジムカーナ大会

第2条：競技種目

四輪自動車によるタイムトライアル（ジムカーナ競技）

第3条：主催者

全日本学生自動車連盟

第4条：開催期日

平成26年 6月 8日（日）

第5条：開催場所

SPEED PARK 恋の浦
福岡県福津市渡 641 恋の浦ガーデン内

第6条：大会事務局

〒811-1311 福岡県福岡市南区横手 3-11-6 モアハイツ横手 A 棟 201 号
服部 航
TEL 090-6087-4974
E-mail hattori@ajsaa-kyushu.org

第7条：競技大会役員

第1項 大会役員構成

大会会長	立石 剛（全日本学生自動車連盟九州支部支部長）
審査委員長	柴田 千代治（全日本学生自動車連盟九州支部理事）
組織委員長	服部 航（九州大学自動車部）
競技長	服部 航（九州大学自動車部）
コース委員長	山田 拓也（九州大学自動車部）
計時委員長	池田 佳允（九州工業大学自動車部）
技術委員長	佐藤 広基（九州大学自動車部）
救急委員長	渡辺 裕介（九州工業大学自動車部）
事務局長	服部 航（九州大学自動車部）

第2項 権限

- 1 大会会長は、大会に関する一切の責任と権限を有する。また、必要に応じて顧問を委任することができる。
- 2 組織委員長は、運営に関するすべての責任を負い最終権限を有する。
- 3 競技長は、競技に関するすべての責任を負い最終権限を有する。

第8条：公式通知

本規則書に記載されていない競技運営上の細則および参加者に対する指示事項は、公式通知によって示される。

第9条：参加受付及び参加料

第1項 参加受付期間

平成26年 5月 29日（木）必着

やむなく遅れる場合は、なぜ遅れるか、その旨を大会事務局まで伝えること。ただし、当支部が原因による場合、やむをえない場合を除き、ペナルティを課す、参加を認めないといった処置をとるので、締切りは厳守すること。なお、参加申込書の提出に際しては、普通郵便又は速達を使用すること。

第2項 参加受付クラス（排気量区分なし）

団体戦の部 SC車両又はSA車両

団体（3人）

（2011年4月1日以降に入学した学部生）

SA車両で団体戦に参加する場合はSC車両で参加することができない明確な理由を団体戦に関する嘆願書にて明示すること。

個人の部

SA車両

B2クラス（学部生 2輪駆動車）

M2クラス（大学院生 2輪駆動車）

4WDクラス（学部生・大学院生 4輪駆動車）

オープンクラス（各大学自動車部 OB等 駆動区分なし）

在学5年以上の学部生が2輪駆動車で個人の部に参加する場合は、希望があれば、M2クラスへの参加を認める。

第3項 参加車両

団体の部について

1. 参加が認められる車両は、当該年度のJAF国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピードSC車両規定に適合した車両とする。**ただし、SC車両を出せない場合に限りSA車両での参加を認める。SA車両は当該年度のJAF国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピードSA車両規**

定に適合していること。この場合代表選手が1人1人別々のSA車両でも構わない。1台を3人で乗っても構わない。但し車両の気筒容積は、2500ccを含み2500ccまでとする。駆動方式は2輪駆動車とする。また最低重量については計測しない。

2. SC車両は基本の6点式に斜交バーを含めた7点式以上のロールケージを装着する事。

個人の部について

参加が認められる車両は、当該年度のJAF国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピードSA車両規定に適合した車両とする。ただし、オープンクラスはこの限りではない。

第4項 参加料

団体	1チーム	24,000円
個人	1人	8,000円

第5項 参加申込提出書類及び提出物

参加申し込みは、以下に掲げる書類を主催者へ持参、あるいは郵送すること、及び参加費を下記口座に振り込むことよって行う。なおJMRC九州共済会（特別会員）入会申込希望者は下記記載の書類及び、入会金 ¥1000円を参加費とともに第7項記載の口座に振り込むこと。

1. 参加申込書
2. 車両申告書
3. 誓約書
4. オフィシャル登録用紙
5. 団体戦に関する嘆願書（SC車両で参加の場合は必要なし。）
6. JMRC九州共済会（特別会員）入会申込書（競技会当日に入会を申し込む者）の上側半分

第6項 書類提出の締切日

平成26年 5月 29日（木）必着

第7項 本競技会において参加費は、期日までに下記口座に振り込まねばならない。

福岡銀行戸畑支店 店番417 口座番号2148531

全日本学生自動車連盟 九州支部

期日：平成26年 5月 29日（木）

ただし、オープンクラスに参加のOB等の一般の選手は参加費を振り込まずに、大会当日に受付にて参加費を支払うものとする。

第8項 参加申込場所

〒811-1311 福岡県福岡市南区横手3-11-6 モアハイツ横手A棟201号
服部 航

TEL 090-6087-4974

E-mail hattori@ajsaa-kyushu.org

第9項 参加申込受理・参加拒否

1. オーガナイザーは参加申し込みに対し理由を示すことなくその受理を拒否する権利を有する。
2. 参加受領後、参加費は一切返還しない。但し、競技会の中止及び延期の際についてはこの限りではない。
3. 参加受理書は発行しない。

第10項 参加資格及び人員

1. 本競技会の参加者は、本連盟登録部員であること。ただし、オープンクラスについてはこの限りではない。
2. 競技会開催日において免許取得後、6ヶ月以上、経過していること。ただし、オープンクラスについてはこの限りではない。
3. 競技会開催日からさかのぼって1年以内に刑事事件及び1万円以上の罰金(反則金を含まず)、または1日以上免許停止処分を受けた交通違反(事故を含む)を犯していないこと。
4. 団体の部の参加人数は、1チーム3名とする。やむをえない理由で、代理の選手が出走する場合は主催者にその旨を申告し、書類を提出すること。
5. 団体の部に参加する者は、JAF発給の許可証を必要とする。
6. 競技運転者は、スポーツ傷害保険に加入していなければならない。参加申し込みの際に、加入を証明する書類を提出すること。証明が成されていない場合は出走を認めない。なお、全日本学生自動車連盟はJMRCの共済を推奨する。競技会当日にJMRC九州共済会(特別会員)への入会を希望する者に関しては参加申し込みの際に入会申込書(用紙の上半分)を同封し、入会金を所定の口座に振り込むこと。

第11項 参加者の遵守事項

1. 国際スポーツ法典ならびに国内競技規則、同付則及び大会特別規則、競技運営上のあらゆる規定競技役員(指導員)の指示に従うものとする。これらに違反するものはすべてのスポーツ委員会に定義され、資格停止処分以上の罰則が適用されることがある。
2. すべての参加者は常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し言動を慎むものとする。
3. 競技中又は競技に関する業務に就いているときは、薬品などによって精神状態を繕ったり、飲酒したりしてはならない。

第10条：参加制限

1. 同一運転者は1つのクラスにしか参加できない。
2. 同一車両によるダブルエントリーは許される。
3. 団体戦のダブルエントリーも認められるが、全日本学生大会ではダブルエントリーは認められない。

第11条：受付

すべての本競技会参加者は、当日の朝、参加受付をしなければならない。その際に以下の物を携行すること。

- 1 自動車運転免許証
- 2 JAF 国内競技運転者許可証（団体の部参加者）
- 3 学生証（団体の部参加者）
- 4 スポーツ傷害保険の証書（当日、JMRC 九州共済会への入会希望の者は『JMRC 共済会（特別会員）入会申込書』の上部半分）
- 5 エントリーフィー（オープンクラス参加者）

第12条：競技番号・指定ステッカー

1. 競技番号（ステッカー）はオーガナイザーが指定し、競技会当日支給する。
2. 競技番号は車両検査までに左右前部ドアに、はがれないよう確実に張付しなければならない。
3. 大会スポンサーがある場合、オーガナイザーはスポンサーステッカーを交付する。そのステッカーは車両の指定された部位に車両検査までに参加者の責任のもとで張付しなければならない。

第13条：車両検査

1. 参加車両は公式車両検査を受けなければならない。その際に、以下の装備類の点検も行う。
 - 1 ヘルメット（SNELL 規格、JIS 規格等）製造後 10 年以内
 - 2 服装は長袖・長ズボン（レーシングスーツが望ましい）
 - 3 グローブ（レーシンググローブ等指の出ないもの）
2. 技術委員長は公式車両検査において安全ではない、または不相当であると判断した車両の個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は修正のあと再度車両検査を受けなければならない。
3. 車両検査を受けていない場合、及び結果が不相当と判断された場合は出走できない。
4. 公式車両検査終了後の参加車両はタイヤ交換、プラグ交換、V ベルト交換などの軽微な作業を除き、変更交換作業を行う場合は、事前に技術委員長へ届け出及び承認を必要とする。
5. 参加者は、技術委員長の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を車両の諸元表カタログなどを提示し、証明しなければならない。
6. 公式車両検査から正式結果発表までを車両保管とし、パドック外への車両持ち出しは厳禁とする。
7. 技術委員長は、必要に応じ随時競技車両の検査をすることがある。
8. 競技終了後、上位入賞車両について車両の分解検査などの再車検を行う場合がある。技術委員長が再車検を行う場合は参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解・組み立てを行うものとする。
9. 技術委員長が行う再車検に応じない場合及び検査の結果不合格の場合は失格とし参加料は返却しない。
10. 公式車検の際、本大会に不的確と判断された車両は出走を認めない。その際、参

加料は返却しない。

第 14 条：一般安全規定

1. 競技中は運転席側の窓及びサンルーフを全閉すること。
2. すべての車両は 3 点式、又は JAF 国内競技車両規則のシートベルトに関する規定に適合した 4 点式以上のシートベルトを装着すること。
3. 競技中はレーシングスーツ・レーシングシューズ・及びレーシンググローブの着用が望ましい。
4. 会場内での空吹かし・急発進・ブレーキテスト・暴走行為を厳禁とする。
5. エンジン始動中のジャッキアップは禁止する。

第 15 条：改造車両規定

車両の改造に関しては、当該年度の JAF 国内競技車両規則の第 3 編スピード車両規定にしたがうこと。特に安全のため以下のことを守ること。

1. すべての車両は前後にけん引装置を備えること。新たに取り付ける場合は**当該年度の JAF 国内競技車両規則の第 3 編スピード車両規定に従うこと**。またその位置がわかるよう、けん引装置と同じ色の矢印でその場所を示すことを推奨する。
2. 車高は、当該自動車製造者発行の、カタログ等の主要諸元一覧表の高さから、±5 cm の範囲を超えないこと。
3. 最低地上高
スピード SA 車両では全高の範囲にかかわらず、9 cm とする。ただし、アンダーカバー等の装着車両の当該部位は±5 cm とする。
また、スピード SC 車両は、車両の 1 つの側面（前・後・左・右）のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接地してはならない。このテストは、競技出走状態（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われること。
4. スピード SC 車両は市販されているサーキットブレーカー（主電源回路開閉装置、いわゆるキルスイッチ）を装着すること。**取り付けに関しては、当該年度の JAF 国内競技車両規則の第 3 編スピード車両規定のスピード SC 車両規定にしたがうこと。**

「スピード SC 車両の排気系統」について

エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについては自由。触媒装置については装着を推奨する。

団体の部参加の車両について

ゼッケンおよび大学名を以下の規定に従って表記しなければならない。**SA 車両で参加する場合は以下の規定は強制ではない。**

- ① 永久ゼッケンは、車体両側、ボンネット上面、後部ナンバープレート装着位置の4ヶ所とし、大学名は競技車両の両側面の2ヶ所とする。
- ② 永久ゼッケンの形状および大きさについては、明瞭に識別できるものであること。一文字の大きさは、ボンネット上面および車体側面は縦 20cm 横 13 cm 程度以上。後部ナンバープレート装着位置は縦 10cm 横 7 cm 程度以上のものが望ましい。字体は少なくとも一般的に判読可能なものでなければならない。なお、後部ナンバープレート装着位置に装着するプレートの材質は、転倒した際にも容易に破損しない程度の強度を持つものが望ましい。
- ③ 色については、表記する車体部分の色に対し容易に識別可能な色でなければならない。
- ④ ゼッケンおよび大学名は競技走行中に脱落または剥がれ落ちるようなことがないようにすること

第 16 条：競技方法・計時及び罰則・失格規定

1. **原則としてスタートはゼッケン順とし、競技委員の誘導によって 1 台ずつスタートラインに対し車体を垂直にし、前端をラインに合わせ、スタートの合図を待つものとする。**
2. スタート合図はフラッグが下から上に振り上げられた瞬間とする。
3. スタート法はフライングスタートとし、タイム計測は自動計測器により 1/100 秒まで計測される。
4. ゴールライン通過と同時にチェッカーフラッグが振られ、計測は終了する。
5. スタート合図前にスタートラインを越した場合、走行タイムに 5 秒加算する。
6. パイロンの接触・移動又は転倒が判断された場合 1 回につき 5 秒を加算する。
7. 4 輪が同時に脱輪した場合（コースアウト）は当該ヒートを無効とする。
8. 走行中に他の援助を得た場合は当該ヒートを無効とする。
9. ミスコース・コースのショートカットと判断された場合には当該ヒートは無効とする。但し、ミスコース・ショートカットなどに気づき直ちに正しいコースに戻した場合はこの限りではない。
10. スタート合図後 10 秒以内にスタートしない場合、当該ヒートを無効とする。
11. スタート後 3 分以内に競技を終了しない場合は当該ヒートを無効とする。
12. 開催日の受付時間に遅刻した参加者は理由の如何に関わらず出走できない。
13. 競技中にボンネット等が開いた場合失格とする場合がある。
14. 第 1 ヒートの出走が著しく危険と判断された車両は第 2 ヒートの出走を認めない場合がある。この判断に対する抗議は受け付けない。
15. 競技委員の指示に従わない場合は失格とする。
16. 不正行為をした場合は失格とする。
17. コースアウトなどで他人及び施設に重大な損害を与えた場合は失格とする。
18. 公式車検を受けたあとから車両保管が解除になるまでの間に技術委員長の許可を得ずに競技車両の持ち出し・変更・改造を行った場合は失格とする。

19. 競技長の許可無く競技車両を積車両に乗せることを禁止する。

第17条：信号旗の意味

- 黄旗 パイロンタッチ、脱輪
- 赤旗 危険あり、直ちに停止せよ
- 黒旗 ミスコース
- 緑旗 コースクリア

第18条：順位の決定

1. 原則として2ヒートで行い、そのうち良好なタイムを採用する。
2. 団体の部は各選手の良好なタイムを合計したものとする。
3. 同一タイムの場合、以下の順に決定をする。
 - 1 セカンドタイムの良い方
 - 2 排気量の小さいほう
 - 3 ベストタイムを先に記録したほう
 - 4 大会審査委員会の決定による

第19条：損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品などの損傷・盗難・紛失などの損害、及び会場の施設器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を持って負わなければならない。
2. 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストは JAF 及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。即ち、大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会役員の死亡・負傷・車両の損害に対して一切の損害補償責任を負わないものとする。

第20条：抗議及び抗議の時間制限

1. 参加者は本特別規則に規定する以外で不当に処遇されていると判断したときは抗議の時間制限内で抗議する権利を有する。但し審判員の判定・使用コース・計時に関する抗議は認めない。抗議を行うときは必ず文書により理由を明記し、抗議料 **20,900 円** を添えて競技長に提出すること。
2. 参加車両に関する抗議は、抗議対象とする個所を明確に文書に記載しなければならない。抗議によって必要とされる車両分解費用などは、抗議が否決された場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。
3. 抗議の裁定は大会審査委員会が行い、裁定結果は口頭により抗議提出者のみに伝えられる。裁定結果に基づき、抗議料は抗議が認められた場合及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。
4. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出されなければならない。
5. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出されなければならない。
6. 協議中の過失又は反則に関する抗議は、参加者がゴール後 30 分以内に提出されなければならない。

第21条：競技会の延期・中止・短縮

1. 保安上又は不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、大会審査委員会の決定により、競技会の延期・中止及びコースの短縮・競技回数の変更を行うことができる。
2. 競技中止の場合、参加料は全額返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期される開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合、参加料は返還される。
3. 短縮の場合はクラスごとに順位の判定ができる限り、当該クラスの競技が成立したものとする。
4. 競技中又は競技に関する業務に就いているときは、薬品などによって精神状態を繕ったり、飲酒したりしてはならない。
5. 会場内での空吹かし・急発進・ブレーキテスト・暴走行為を厳禁とする。

第 22 条：本規則の違反

本規則に対する違反の処罰宣告は大会審査委員会が行い、訓戒・罰金・タイムの加算・失格などがその違反の軽重に応じて適用される。タイムの加算は順位判定のタイムに 5 秒以上が加算される。

第 23 条：本規則の解釈

本規則及び大会の競技に関する諸規則や公式通知の解釈についての懷疑は、大会審査委員会の決定を最終的なものとする。